

公益社団法人くまもと被害者支援センター
平成25年度事業計画

I 概 要

第1 はじめに

県内における平成24年中の犯罪情勢等の主な特徴は、刑法犯認知件数（13,104件）が前年比で6.7%減少（-941件）し、9年連続の減少となった。また、平成15年のピーク時（28,973件）に比べ15,869件（54.8%）減少した。

その中で、前年より増加した犯罪は、強姦、色情ねらい、傷害、詐欺、オートバイ盗、車上ねらい、器物損壊などであった。

また、県内における平成24年中の交通事故は、前年比で発生件数（9,817件）、死者数（82人）、負傷者数（12,473人）ともに減少した。

交通死亡事故の特徴は、高齢者（65歳以上）の死者数が一昨年より10人増加し、52人（構成率63.4%）となった。その中でも75歳以上の死者数が40人（48.8%）を占めた。

さて、当センターの相談受理等を前年度との比較で見れば、相談件数では横ばいの状況であったが、性犯罪被害者（強制わいせつ、強姦等）への直接支援関係が増加の兆しにある。また、4年前から直接的支援関係が急増し、年間約200件近くになってきており、今後も増加の傾向で推移していくものと思慮される。

II 犯罪被害者等に対する支援事業（公益目的事業1）

第1 相談事業

1 電話相談事業

相談者のプライバシー等の個人情報 を最大限に保護するため、電話相談室内のブース（2室）に設置された専用電話（2台）により、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）からの相談受理や各種情報の提供等の電話相談を行う。

月曜～金曜（平日）10:00～16:00

2 面接相談事業

被害者等のプライバシー等の個人情報 を最大限に保護し、そのニーズを把握するとともに精神的なケアを図るために、相談室（2室）において相談員による面談を行う。

月曜～金曜（平日）10:00～16:00

3 専門相談事業

(1) 心理相談

電話・面接相談の結果、カウンセリング等の専門的な相談等が必要な方に対しては、センターに登録された臨床心理士により、面談等の方法で実施し、被害者等の精神的な被害回復と軽減のための支援活動を行う。昨年度までは、定例の心理相談（毎月2回、

第1・第3月曜日)を実施していたが、本年度から必要性に応じ随時心理相談を行う。

心理相談 随時(要予約)相談時間:1時間

(2) 法律相談

電話・面接相談の結果、法律の専門家による相談が必要と認められる関係者に対しては、センターに登録された弁護士等の法律の専門家により、面談等の方法で実施し、被害者等への法的支援を行う。昨年度までは、定例の法律相談(毎月1回、第2水曜日)を実施していたが、本年度から必要性に応じ随時法律相談を行う。

法律相談 随時(要予約)相談時間:30分

第2 直接的支援事業

1 危機介入事業

犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者等に対し、警察や被害者等の要請に基づき、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の支援活動を行う。

2 付き添い等支援事業

被害者等の警察・検察庁での事情聴取、証人出廷や病院への通院等の際、被害者等の要望に応じて精神的負担の軽減を図るための付添や、裁判の代理傍聴、自宅訪問等の支援活動を行う。

3 物品の供与事業

被害者等からの要請に基づき、被害者等の不安を除去するため、防犯ブザー及び着替え用衣服等物品の供与・貸与を行う。

4 宿泊場所提供事業

被害者等からの要請を受けた上で、関係機関との連携により、宿泊場所の提供、シェルター(一時避難施設)等への斡旋を行う。

第3 各種手続の補助事業

1 犯罪被害者等給付金申請補助事業

被害者等からの要請を受けた上で、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、裁定の申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続の補助を行う。

2 犯罪被害者支援に係る新しい制度等の情報提供事業

被害者等からの要請を受けた上で、被害者参加制度、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供を行うとともに、申請手続の補助を行う。

第4 自助グループ支援事業

1 自助グループの支援事業

被害者等への長期的な支援として、同じ悲しみや苦しみを経験した遺族が、つらい経験を語り合うことで、被害の克服を図ることを目的に集う活動「自助グループ」に対して、交流場所の提供やファシリテーター(自助グループ例会における進行・調整役)の育成等を行う。

第5 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

1 警察等との連携及び情報提供事業

直接問い合わせることをためらう被害者等に代わって、相談、支援各担当責任者が警察や検察庁、裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て被害者等に提供する。

2 各種会合への参加事業

熊本県犯罪被害者支援連絡協議会（事務局：県警察本部犯罪被害者支援室）に加入し、センターの活動状況を紹介するとともに、被害者支援の各種情報の交換や相互協力を行う。

その他各種会合の場において、被害者等の人権及び支援についての啓発活動を推進する。

3 認定NPO法人全国被害者支援ネットワークとの連携

「全国被害者支援ネットワーク」との連携を図り、合同の研修会等に積極的に参加する。

第6 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業

1 先進的組織等の調査及び研究事業

国内での被害者支援活動の先進的組織と情報交換及び調査活動並びに研究を行うとともに、各種資料の提供を受ける。

また、全国犯罪被害者支援フォーラム等に参加し、被害者等の実態等に関する調査及び研究を行う。

2 刊行物による情報収集事業

被害者等の実態等に関する情報を、全国被害者支援ネットワーク発行の機関誌や、新聞、雑誌等の刊行物から収集し実現可能な事柄については積極的に取り組む。

第7 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業

1 被害者支援ボランティアの養成

被害者支援ボランティア要員を育成するため、被害者支援の意義・必要性、被害者の実態等の基礎的な研修を実施し、支援センター相談員等の候補者に認定し、後継者の育成に努める。

2 直接支援員等の養成（直接支援員初級研修）

(1) 登録ボランティアに対して、電話相談員・面接相談員・直接支援員として支援活動に必要な専門的知識、技能の習得のため、被害者支援の制度や被害者等の心理、支援の実際等の研修を実施する。

(2) 電話・面接相談、直接的支援等の活動内容別の実地研修を実施する。

3 全国被害者支援ネットワークが主催する九州ブロック研修会（夏期開催）又は全国研修会（秋期開催）への参加（直接支援員継続研修）

直接支援員初級修了者で、一定の実務経験者に対して、直接支援員のリーダーや犯罪被害相談員に必要な専門的知識、技能の習得のため、ケースマネジメントや支援プランの作成、組織管理の中級研修に参加する。

4 全国被害者支援ネットワークが主催する九州ブロック研修会（冬期開催）又は全国研修会（秋期開催）への参加（犯罪被害相談員養成研修）

直接支援員継続研修修了者で、一定の実務経験者に対して、高度の支援プランの作成、支援員に対する助言・指導、組織管理等の研修に参加する。

5 全国被害者支援ネットワークが主催する全国研修会（春期開催）（コーディネーター養成研修）への参加

犯罪被害相談員養成研修修了者で、一定の実務経験者に対して、コーディネーターとしての総合的な支援のあり方や、他機関との連携促進、プレゼンテーションの技法等の研修に参加する。

6 相談員・直接支援員等に対する研修会の開催（随時）

相談員・直接支援員の資質の向上と意思疎通を図るため、研修会を実施する。

7 スーパービジョンの実施

- (1) 相談員・被害者支援ボランティアに対し、専門的立場から指導助言を行う。
- (2) 相談員・被害者支援ボランティアの燃え尽き症候群対策のため、メンタルケアを行う。
- (3) 相談員・被害者支援ボランティアの資質の向上を図るため、研修を行う。

Ⅲ 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業（公益目的事業2）

第1 被害者等の支援に関する広報及び啓発事業

1 当センター設立10周年記念事業の開催等

平成25年4月に設立10周年を迎えることから、「10周年記念事業」を別途企画し、記念事業にふさわしいイベント等を波状的に行う。

2 リーフレットの作成・配布事業

リーフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。

3 機関誌の作成・配布事業

当センターの活動状況等をまとめた機関誌を作成し、関係機関や会員等へ広く配布することにより、当センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。

4 「犯罪被害者週間」キャンペーン事業

内閣府が提唱する「犯罪被害者週間（毎年11月25日～12月1日）」のキャンペーン事業として、被害者支援活動の現状等を県民各位に周知と理解を得るためのイベント事業を計画する。

5 犯罪被害者等の支援を促進する気運の醸成事業

(1) 被害者支援フォーラムの開催

熊本県、熊本県警察、熊本県教育委員会、熊本県犯罪被害者支援連絡協議会等の後援を得て、幅広い分野から出席者を募ってフォーラムを開催し、多くの県民に被害者支援の現状と支援活動の必要性、事件・事故の未然防止等を訴える。

(2) 大学生を対象とした講座「犯罪被害者の人権と命を考える（仮称）」の開催

大学などと連携して、犯罪被害者遺族やセンター職員による講義を開催し、「被害者の視点」から被害者等が置かれた境遇、命の大切さ等についての理解を深めることで、被害者等への思いやりや、支え合いの気持ちを育み、被害者等を支える気運の醸成を図る。

6 キャンペーン等の実施事業

熊本県警察、JR、関係機関・団体等と協力し、被害者等の支援を呼びかけるキャンペーン等を行う。また、当センター主催の街頭キャンペーンを積極的に実施し、広報・啓発活動と併せて募金活動を行う。

7 広報・啓発ビデオを活用した啓発事業

犯罪被害者支援の必要性及び当センターの活動内容を紹介した広報・啓発ビデオを広く県民に視聴させることにより、当センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。

8 広報媒体への広告の掲載事業

関係機関・団体が発行する広報媒体へのセンターに関する広告の掲載を依頼する。

9 ホームページによる広報事業

当センターの活動内容等を紹介したホームページを随時更新し、センターの広報・啓発を推進する。

IV 管理部門

第1 業務執行体制の整備と強化

1 「犯罪被害者等早期援助団体」としての基盤強化

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第23条の規定に基づく「犯罪被害者等早期援助団体」（熊本県公安委員会指定）として、人材の育成及び財政基盤の整備に努め、被害者等が信頼し安心して援助を受けることができる団体としての基盤強化を推進する。

2 財政基盤の強化

(1) 「特定公益増進法人」を活用した財政基盤の強化

公益社団法人は「特定公益増進法人」に該当し、税制上の優遇措置があることから、同優遇措置の周知を図り、センターへの寄付や会員加入を積極的に働きかけて財政基盤の強化を図る。

(2) 「税額控除制度」を活用した財政基盤の強化

平成23年6月に施行された税制改正において、寄付税制に関し、新たに税額控除制度が創設された。センターは、熊本県から平成23年10月27日付けで「公益社団法人等に寄付をした場合の所得税額の特別控除」の要件をみたす法人であることの証明を受けた。これにより平成23年1月以降、個人からの寄付（賛助会費も含まれる）については、従来の「所得控除」として寄付金控除を受けるか「税額控除」の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択できるようになった。税額控除制度は、小口の寄付にも減税効果が大きくなるメリットがあり、この制度の周知を図り、センターへの寄付や会員加入を積極的に働きかけて財政基盤の強化を図る。

(3) 被害者支援寄付金付き自動販売機設置促進への協力

飲料メーカーの社会貢献活動の一環として推進される「犯罪被害者支援型自動販売機」の設置促進に協力し、設置店等や飲料メーカーからの寄付金による財政基盤の強化を図る。併せて自動販売機に広告を掲載し、被害者支援意識醸成のための広報啓発活動を推進する。

(4) 賛助会員の確保

賛助会員拡大キャンペーンを実施するとともに、各月ごとの入会者、脱会者等の推移を見守るなどとして新規会員の確保及び継続会員の維持を図る。

(5) 街頭募金活動等の実施

財源確保及び広報・啓発活動を目的とした「街頭募金活動」を計画的に行う。